

名古屋港における地震・津波への対策基準について

【制定】 平成 23 年 6 月 27 日

【改正】 平成 28 年 2 月 9 日

平成 29 年 7 月 10 日

平成 30 年 8 月 21 日

令和 3 年 12 月 1 日

令和 7 年 5 月 21 日

令和 8 年 6 月 18 日

名古屋港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

名古屋港において港長が発令する港則法第 39 条第 4 項に基づく勧告の区分は以下のとおりとする。

（１）津波注意報、津波警報、大津波警報（以下、「津波警報等」という。）が発表された場合（別表 1 のとおり）

ア 第一警戒体制（準備体制）

イ 第二警戒体制（避難体制）

ウ 航行自粛

（２）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合（別表 2 及び別図 1 のとおり）

南海トラフ地震警戒強化

なお、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報に関する情報を入手した関係団体等は、勧告の発令を待たずして、速やかに別表 1－2 又は別表 2 による措置を講じること。

また、勧告の解除については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表対象となる地震発生から 1 週間（168 時間経過した以降後の正時まで）、後発地震が発生しなかった時とし、別途伝達する。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）については、地震発生から 1 週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に 1 週間、「注意喚起」を発出する。

2 津波警報等に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別表3「地震津波情報等伝達系統」のとおりとする。

4 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。（別図：伊勢湾広域 船舶津波対応マップ 参照）

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波襲来までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 第二警戒体制発令等に伴う管制信号の運用

第二警戒体制発令等に伴い管制信号を原則別紙のとおりとする。

6 緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、名古屋港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶は津波の襲来を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

7 船舶自動識別装置（AIS）を利用した船舶対応の連絡

船舶自動識別装置（AIS）を有する船舶においては、目的地に関する情報に、港外退避をする場合は「> J P NGO OUT」と入力し、係留避泊をする場合は「> J P NGO STAY」と入力することにより、自船の対応を付近船

舶、関係機関及び関係団体等に連絡することができる。

この場合、係留避泊をする船舶は、前記 6 前段記載の名古屋港長への連絡を省略することができる。

8 その他

「津波警報等」発表中に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、別表 1 の勧告の区分と対策内容等が優先される。

また、「南海トラフ地震臨時情報」発表中に「津波警報等」が発表された場合は、別表 1 の勧告の区分と対策内容等に切り替える。

なお、「津波警報等」による勧告が解除された際に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている場合は、別表 2 の措置に切り替える。

別 表 1

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制 (準備体制)	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制 (避難体制)	津 波 警 報 大 津 波 警 報	津波襲来までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波襲来までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外退避、係留強化、流出の防止等の措置を講じること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
航行自粛	注意報・警報解除後 (上記勧告等の解除後) ※	船舶は港内において航行を自粛すること。	

※地震・津波の被害により、船舶交通の危険が発生し、または発生のおそれがある場合、航行自粛勧告を発令し、被害状況調査等が終了した後、同勧告を解除する。

別 表 1－2

地震津波に対する船舶等の対応表

津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波襲来までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		・荷役中止 ・原則港外退避準備	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	・荷役中止 ・港外退避	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容
	無	・荷役中止 ・港外退避又は係留避泊	・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊 又は流出防止	・流出防止

(注)係留避泊とは、「係留索の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に
対抗すること」を含む

別 表 2

勧告の区分と対策内容

勧告の区分	地震津波に関する情報	対策内容
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ※ 1	1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。

勧告の解除

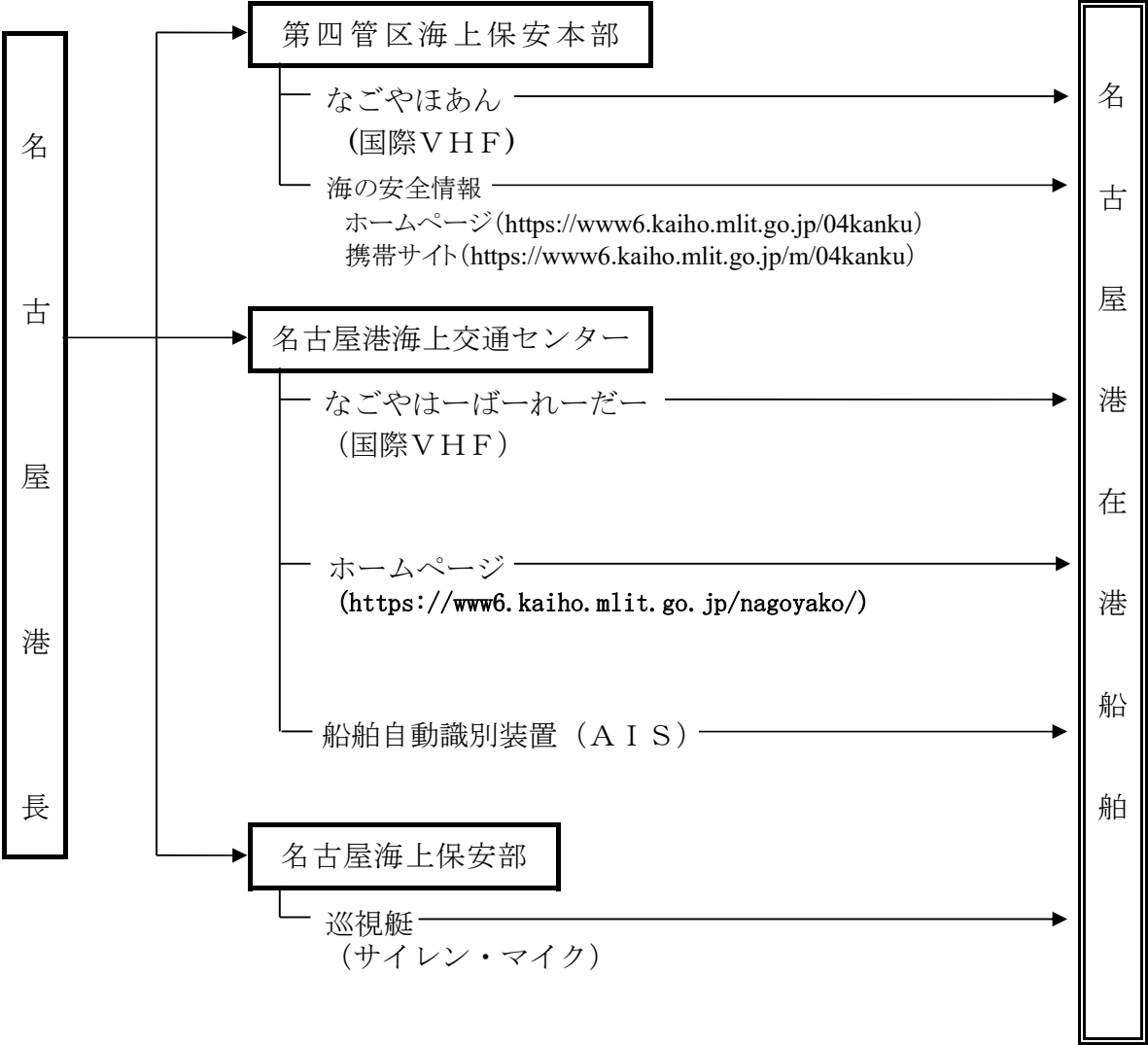
区分	地震津波に関する情報	対策内容
解除	対象地震発生から後発地震が発生しないまま1週間経過した場合 ※ 1	勧告「南海トラフ地震警戒強化」を解除とする。

注意喚起と情報伝達

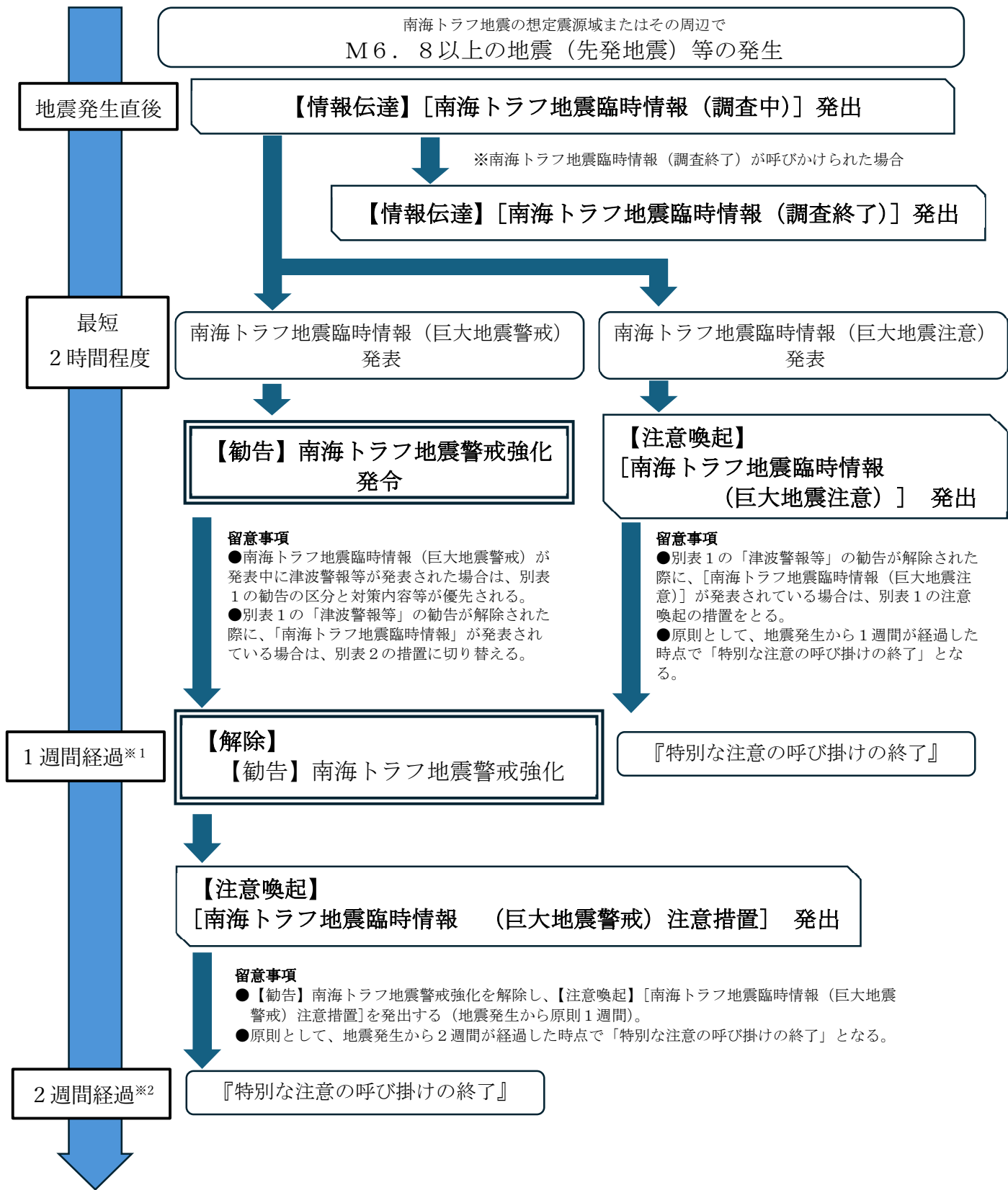
区分	地震津波に関する情報	対策内容
注意喚起	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合※ 2	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
	勧告が解除された場合※ 1	1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
情報伝達 ※ 3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達が行なわれる。

- ※ 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）については、地震発生から1週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、「注意喚起」を発出する。地震発生から2週間経過した時点で「特別な注意の呼び掛けの終了」が行なわれる。（注意喚起終了）
「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に切り替わるものではない。
- ※ 2 地震発生から1週間が経過した時点で「特別な注意の呼び掛けの終了」が行なわれる。（注意喚起終了）
- ※ 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

地震津波情報等伝達系統



南海トラフ地震臨時情報発表時のフロー図

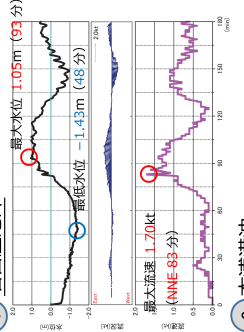


※1 地震発生から 168 時間経過した以降の正時まで
※2 地震発生から 336 時間経過した以降の正時まで

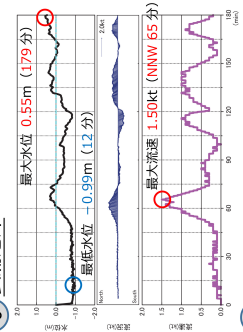
津波グラフを参考に考える際の注意点

- ・本グラフに記載した津波グラフは、**地震発生直後から180分までの水位・流向・流速の変化**を示す。
- ・津波シミュレーションでは、**潮汐による流と潮流の流向が同じ場合には、津波グラフに示すよりも流速が遅くなる可能性があり、逆方向の場合は渦がが発生し、複雑な流れとなる可能性がある。**
- ・本津波グラフは、海上保安庁海洋情報部が実施した津波シミュレーションの結果をもとに作成した。

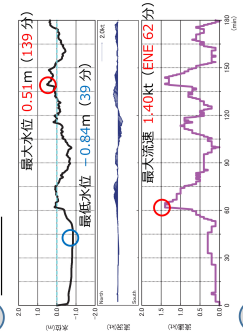
1 名古屋港



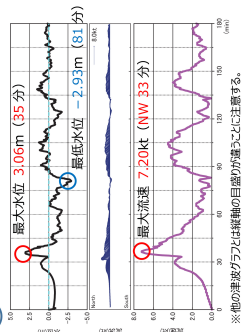
3 衣浦港



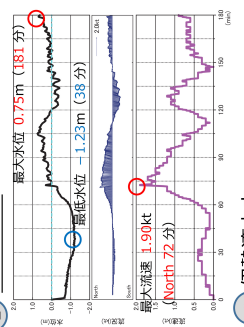
5 三河港



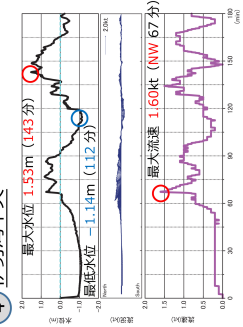
7 伊良湖水道航路中央



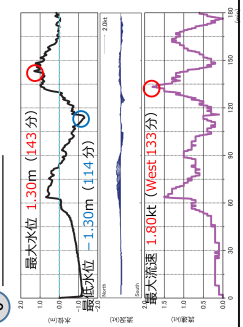
2 四日市港



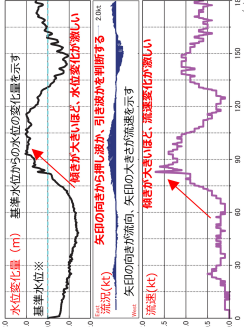
4 伊勢湾中央



6 津港 松阪港沖



津波グラフの読み方



※他の津波グラフは縦軸の目盛りが違つてご注意ください。

本断層モデルは、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告書」(平成24年8月29日発表)により公表されたものである。使用した断層モデルは、内閣府より公表された11ケースの中から、本図の区域において、浸水面積が最大となるモデルを選定した。

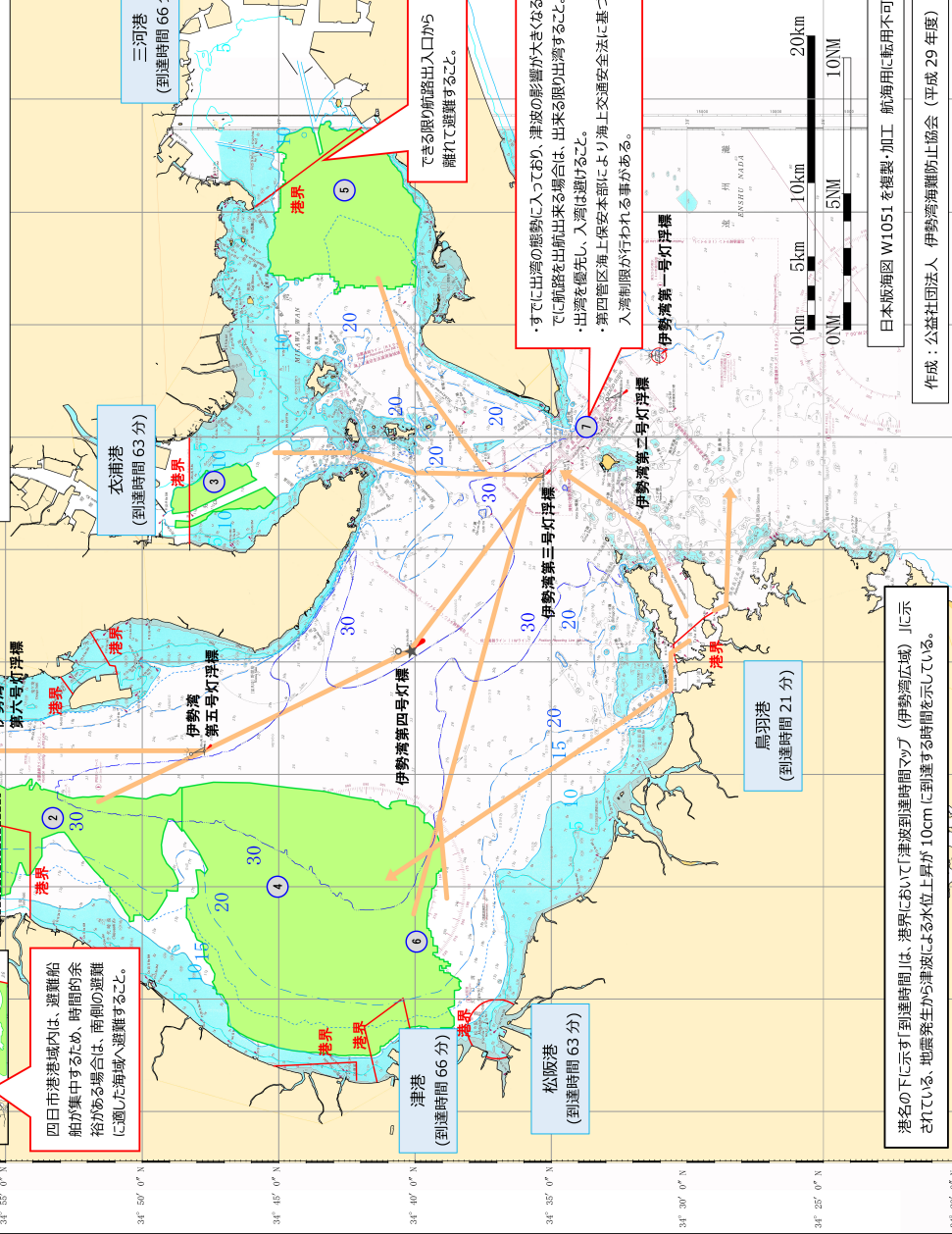
断層面積 S (km ²)	140,000
地震モーメント M0 (Nm)	6.1×10^{22}
平均すべり量 D (m)	10.3
モーメントマグニチュード Mw	9.1

伊勢湾広域 船舶津波対応マップ

- ・**避難に適した海域** (水深・10m 以深かつ最大流速 2.0kt 未満)
 - ・船舶の舵水に応じて海域を選択すること。
 - ・四日市港 津波発生時の避難に適した海域の一部は、「四日市港 最大流速マップ」をもとに作成した。
- ・**避難経路**
 - ・本マップは、津波発生時、避難に適した海域及び船外入道船を選択する船舶が使用するものとする。
 - ・本マップ記載事項は、公益社団法人 伊勢湾海難防止協会 伊勢湾における船舶津波対策に関する調査研究(特別専門委員会)における提言をとりまとめたものである。

等深線

5m : 10m : 15m : 20m : 30m



港名の下に示す到達時間は、港界において津波到達時間マップ(伊勢湾広域)に示されている。地震発生から津波による水位上昇が10cmに到達する時間を示している。

日本版海図 W1051 を複製・加工 航海用に転用不可
作成：公益社団法人 伊勢湾海難防止協会

第二警戒体制発令中の管制信号の運用

1 管制信号関係

(1) 第二警戒体制発令時

イ 東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」とし、管制船舶は東水路から港外へ退避させることとする。

信号切替時に水路入航中の管制船舶については、名古屋港海上交通センターにより航行支援を実施し、適宜の海域において反転、出航体制に移行させる。

ロ 名古屋港海上交通センターは管制船舶の他、必要に応じて水路航行中の船舶に対する支援を実施するものとする。

(2) 避難完了から解除までの間

東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」を継続する。

(3) 解除時

全ての水路を自由信号「F」とし、以降、通常運用とする。

2 名古屋港海上交通センターとの連絡等

避難船舶等については、準備できた船舶から名古屋港海上交通センターと連絡を取った後、安全間隔を保って出港させる。

この場合、管制船舶については事前通報を要する。

■ 津波注意報・津波警報・大津波警報の発表基準

- 1 津波注意報・津波警報・大津波警報の基準に用いる量は、「津波の高さ」です。「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。
- 2 津波の高さと被害の関係から、発表基準を「津波注意報」を1 m以下、「津波警報」を3 m以下、「大津波警報」を5 m以上としました。
- 3 海水浴等の被害を考慮して、「津波注意報」は津波の高さ20 cm以上を発表基準としました。津波注意報では、津波による陸上の被害は考えにくく、特に津波に脆弱な地域以外は陸上において避難の必要はありません。

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海からあがって、海岸から離れる。

■ 愛知県が属する津波予報区

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸の太平洋沿岸を除く） 三重県（伊勢市以南を除く）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、 碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、 東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、 飛島村、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町

●台風襲来における勧告発令の流れ（イメージ）

- ・湾外避難・入湾回避勧告・・・第四管区海上保安本部長発出
- ・第一警戒体制（準備体制）、第二警戒体制（避難体制）・・・名古屋港長発令

時間経過	伊勢湾内	名古屋港内
台風強風域到達 2 4 時間前	○湾外避難・入湾回避勧告の発出（第四管区海上保安本部長） ※中心付近の最大風速が 40m/ s 以上の台風の場合に発出	○名古屋港台風等対策委員会幹事会開催
台風強風域到達 6 数時間～ 3 時間前		○第一体制（避難準備）の勧告発令（港長） ○第二体制（港外避難）の勧告発令（港長）
台風暴風域通過等	○湾外避難・入湾回避勧告の解除（第四管区海上保安本部長）	
台風通過後等		○第二体制（港外避難）の勧告解除（港長）

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会則

(設置等)

第1条 伊勢湾及び三河湾における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）による船舶交通の危険の防止に関し必要な協議を行うため、海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、伊勢湾・三河湾台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 台風等の異常気象等により予想される伊勢湾及び三河湾に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他協議会の目的達成に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定するものとし、それぞれ任期は5年とする。ただし、重任を妨げない。
- 4 協議会に顧問等を置くことができる。

(協議会の招集等)

第4条 会長は、次に掲げる場合に協議会を招集する。

- ① 異常気象等の発生が予想される場合であって、協議会での協議が必要な場合
- ② 会員から協議会招集の要請がある場合
- ③ その他会長が必要と認める場合
- 2 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び協議事項を会員に通知する。
- 3 協議会に出席することのできない会員は、書面又は電子メールをもって表決し、または会長に表決権を委任することができる。

(幹事会の設置等)

第5条 会長は、別途協議会が定める基準に基づく、具体的な対応について、検討するため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、会長が指名するものとし、それぞれ任期は5年とする。ただし重任を妨げない。

(幹事会の招集等)

第6条 伊勢湾に台風が接近し、または異常気象等により、災害の発生が予想されるときは、幹事長は幹事会を招集する。

- 2 幹事会は、船舶の湾外避難の時期等を検討、決定する。
- 3 幹事会において検討され決定した事項は、協議会の決定とみなす。
- 4 幹事会に出席することのできない幹事は、あらかじめ、書面又は電子メールをもって意見等を幹事長に提出することができる。

(議事)

第7条 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議（オンライン形式によるものを含む。）を開き、議決することができない。

- 2 議決は、会議に出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが困難な場合においては、協議事案の概要を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
- 4 会長は、議長として会議の議事を整理する。
- 5 会員は、会議への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面又は電子メールを直接又は最寄りの港長等を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面又は電子メールの内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 7 会議の議事については、協議会の事務局が議事録を作成するものとする。
- 8 会議の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(結果尊重義務)

第8条 協議会の会員は、協議が整った事項について尊重するものとする。

(情報伝達連絡体制)

第9条 協議会及び幹事会の情報伝達・連絡体制は、別紙3のとおりとする。

(協議会の事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局は、第四管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日から実施する。

附 則 この会則は、令和5年5月31日から実施する。

附 則

1 この会則は、令和8年6月24日から実施する。

2 令和8年6月24日 一部改正(別紙1及び別紙3)

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会会員構成

会 員	伊勢湾海難防止協会 会長	会長
〃	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長	副会長
〃	名古屋港台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	衣浦港台風・地震津波等対策委員会 委員長	
〃	三河港台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	四日市港台風等対策委員会 委員長	
〃	鳥羽地区台風・地震津波対策委員会 委員長	
〃	名古屋海運協会 港務委員長	
〃	名古屋外国船主代理店会 業務委員長	
〃	名古屋日本船代理店会 業務委員長	
〃	中部沿海海運組合 専務理事	
〃	全国内航タンカー海運組合東海支部 事務局長	
〃	伊勢湾内大型タンカーバース六社協議会 会長	
〃	外国船舶協会 会長	
〃	中部運輸局長	
〃	中部地方整備局長	
〃	名古屋地方気象台長	
〃	第四管区海上保安本部長	
〃	愛知県 都市・交通局長	
〃	三重県 県土整備部長	
〃	名古屋港管理組合 港営部長	
〃	四日市港管理組合 経営企画部長	
〃	愛知県 衣浦港務所長	
〃	愛知県 三河港務所長	

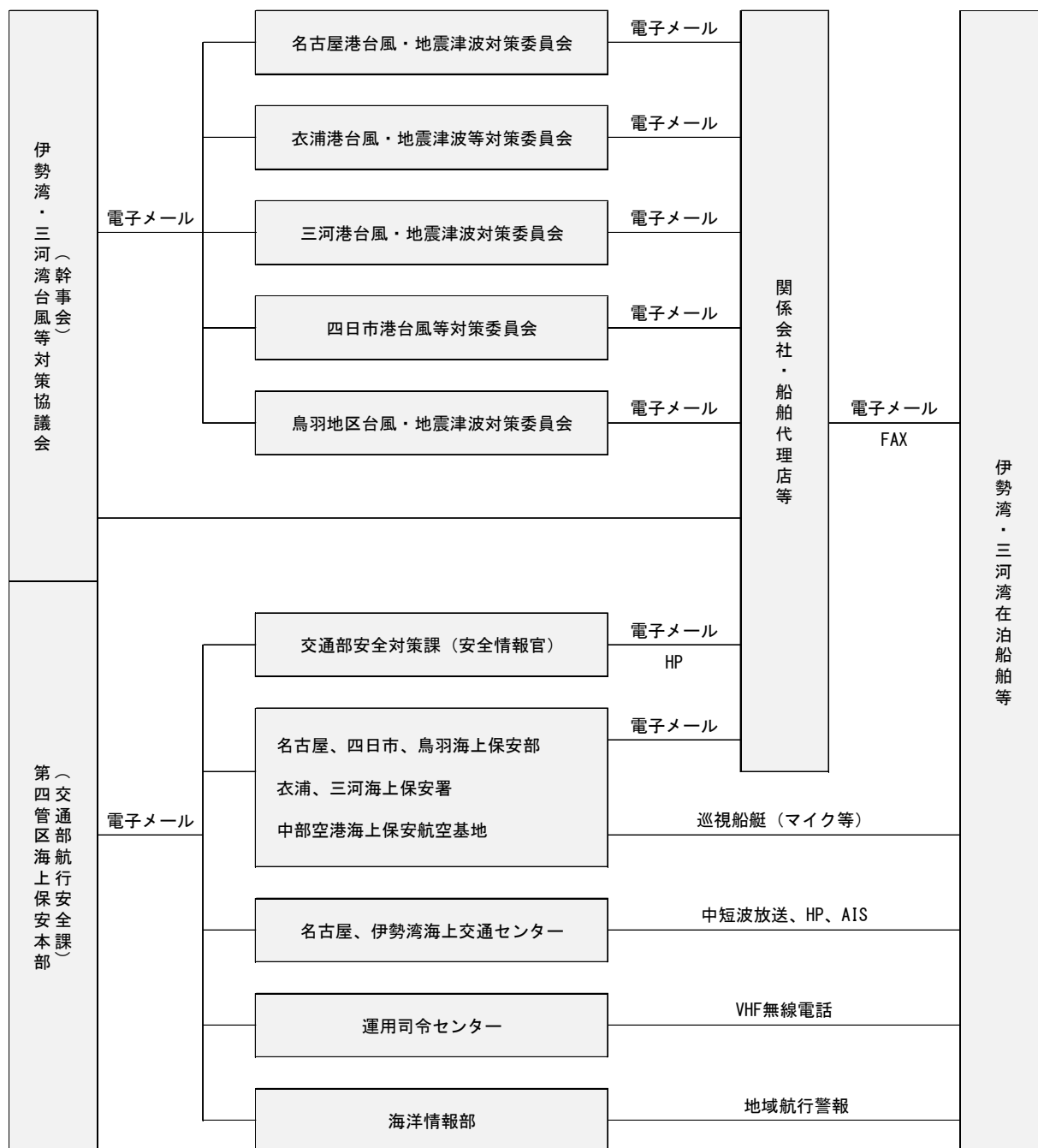
<事務局> 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会幹事会 会員構成

幹事長	伊勢三河湾水先区水先人会 副会長
副幹事長	名古屋海運協会 港務委員長
幹 事	名古屋日本船代理店会 業務委員長
〃	伊勢湾海難防止協会 事業部長
〃	中部運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課長
〃	中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長
〃	名古屋地方気象台 広域防災管理官
〃	第四管区海上保安本部 航行安全課長

<事務局> 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課

情報伝達・連絡体制



【制定】 令和 3 年 7 月 1 日

【改正】 令和 4 年 4 月 1 日

令和 4 年 11 月 17 日

令和 6 年 5 月 22 日

伊勢湾及び三河湾における湾外避難勧告・入湾回避勧告等の基準 について

伊勢湾・三河湾台風等対策協議会

1 発令・解除基準

(1) 伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告

伊勢湾が台風（中心付近の最大風速が 40m/s 以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る 24 時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難勧告及び入湾回避勧告を発出するものとする。

なお、湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこととする。

(2) 三河湾における湾外避難及び入湾回避に関する注意情報

三河湾（知多湾を含む。以下、同じ。）が台風（中心付近の最大風速が 40m/s 以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る 24 時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報を発出するものとする。

また、三河湾が同基準に該当しない場合であっても、伊勢湾における湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発令・解除に合わせて、同注意情報の発出・解除を行う。

なお、湾外避難及び入湾回避に関する注意情報の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこととする。

2 対象船舶

対象船舶は、次表のとおりとする。

船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ 160m以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ 200m以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く。）※	総トン数 5 万トン以上
液化ガスタンカー ※	総トン数 2 万 5 千トン以上
【対象外】	
① 定期航路を運航する内航船舶	
② 航行区域が「平水」「沿海」又は「限定近海」の船舶	

※印は、海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船

3 伊勢湾における勧告の内容

伊勢湾における勧告の種類及び内容は、原則として、次表のとおりとする。

勧告の種類	勧告の内容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む。）に在る勧告対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避勧告	伊勢湾に入湾しようとする勧告対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難する船舶は除く。

4 三河湾における注意情報の内容

三河湾における注意情報の種類及び内容は、原則として、次表のとおりとする。

種類	内容
湾外避難	三河湾内（知多湾及び港内を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難すること。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避	三河湾に入湾しようとする対象船舶は、入湾を回避すること。ただし、台風の影響が少ない三河湾内の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響が少ない三河湾外の海域へ避難する船舶を除く。